

仕様書

1 業務名

平成 28 年度地域まちづくり人材育成事業

2 業務の目的

札幌市市民まちづくり活動促進条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に基づき、「市民まちづくり活動」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（以下「基本計画」という。）の第 2 期基本目標に掲げる「向上」を実現するため、団体の課題解決能力の向上を図る人材を育成することを目的とする。

3 業務の内容

(1) セミナー、ワークショップ及び実践体験の実施

ア スタートアップ（初心者向け）セミナーの実施

ア) 内容

市民を対象に、複雑・多様化する地域課題を解決するまちづくり活動を進めるための考え方や手法の概要等について、初心者向けセミナーを企画し開催すること。

イ) 対象及び回数

100 名程度の市民などを対象とし、1 回以上開催すること。

イ ワorkshopの実施

ア) 内容

i) 参加者の募集

後述する実践体験や報告会にも継続的に参加できることを条件に参加者を広く募集すること。なお、募集にあたり、後述する「6 成果品 (1) ア」に定める募集チラシ及び募集ポスターを作成し、周知すること。

ii) 課題解決のための分野（フィールド）や課題（テーマ）の決定

参加者でチームを作るとともに、各チームで取り上げるフィールドやテーマを、委託者と相談の上、決定すること。

iii) カリキュラムの作成及び企画立案の支援

上記 ii で決定したテーマを解決するために必要な基礎的知識や手法を参加者が習得することができるよう、カリキュラムを作成すること。また、参加者がテーマを解決するために作成する事業（行動）計画の企画立案やアイデアの

具体化に必要な支援を行うとともに、その支援を行うためのファシリテーターを各チームに配置すること。

イ) 対象及び回数

30名程度の市民などを対象とし、1回以上開催することとする。なお、ワークショップの単位は、基礎的知識や手法を習得、事業（行動）計画の企画立案支援等を含め3日以上とすること。

ウ 実践体験の実施

ア) 内容

上記イのワークショップで企画した事業計画を基に、実際に課題解決する体験を行い、参加者が課題解決に至る過程や結果をまとめるために必要な支援を行うこと。また、各チーム内において、リーダーを含めた役割を振り分け、その役割に応じて、目指す目標を提示し、成長を促すこと。なお、当該体験は、ワークショップで知識や手法を学んだ参加者が、それを実践する場として位置づけることから、ワークショップから実践体験に参加する一連の流れを必ず確立すること。

イ) 対象及び回数

上記イの参加者とする。また、当該参加者を対象に、実践を進めるうえで必要な研修の場を1回以上設けることとする。

(2) コーディネーター派遣の試行実施

ア 内容

地域課題を解決するためのまちづくり活動を進めるために必要な知識やスキルを習得した人材をコーディネーターとして有効に活用するため、実際にその人材をまちづくり活動団体に派遣し、習得した経験をアドバイスすることにより、コーディネーターとしてのスキルを学ぶ体験を行うことができるよう支援すること。また、派遣先となるまちづくり活動団体について、委託者と相談の上、決定し、派遣に係る調整を行うこと。

イ 対象及び回数

上記(1)イの参加者のうち、希望する数名を対象とすること。派遣回数については、委託者や派遣先のまちづくり活動団体と調整の上、決定すること。

(3) 報告会の開催

ア 内容

参加者が、上記(1)及び(2)の取組を振り返り、発表する場を設けるとともに、人材育成を専門としている講師を招き、講評を行うこと。

イ 対象及び回数

上記(1)イの参加者のほか一般市民を対象として1回開催し、本事業の取組成果を広く周知すること。

(4) 運営の準備及び実施

上記(1)～(3)に係る講師の調整及び確保、スタートアップセミナーやワークショップ等の準備、運営等、開催に係る業務一切を行うこと。

(5) 取組の取りまとめ業務

上記(1)～(3)の実施状況を記録して事業成果をまとめるとともに、今後の事業展開に向けた課題や改善点等について提案を盛り込んだ内容の報告書を印刷作成すること。

4 運営にあたっての留意事項

(1) 講師の選定について

上記3の業務を行うにあたり、本市が別途指示する講師のほか、本市がこれまで実施している人材育成事業の継続性等を勘案して講師を選定する等の工夫に努めること。

(2) スタートアップセミナーやワークショップ等の開催について

上記3のスタートアップセミナー、ワークショップ、実践体験の研修及び報告会については、それぞれ別日程で行うこととし、内容に応じた会場を確保すること。なお、上記3の業務全てにおいて、参加者や関係する団体等に対してアンケート調査を行い、集約結果を可視化し、効果測定をすること。

(3) 実践体験等に係る活動費について

実践体験において各チームが事業を計画して実施するために必要な経費について、参加者や一般市民に負担させることなく、当該事業の委託料の範囲で措置すること。また、コーディネーターの試行派遣に協力してくれる団体等に対する謝礼も、当該事業の委託料で措置すること。

(4) 過去事業からの発展性について

本市がこれまで実施している人材育成関連事業(「ソーシャルデザインを用いた市民創造力によるまちづくり推進事業」(平成26年度実施)、「ソーシャルデザイナー養成事業」(平成27年度実施))の内容を踏まえ、事業により発展性を持たせた業務計画を作成すること。

5 履行期間

契約締結の日から平成29年3月31日まで

6 成果品

(1) 成果品

下記の成果品データ及び報告については、紙媒体の他、電子媒体（CD-R または DVD-R などのメディア）により、委託者が指定する時期に提出すること。なお、電子データはホームページ上で配信可能な PDF 形式データのものとし、後日、編集が可能なもの形式の 2 種類を用意することとし、メディアのフォーマット及びファイル形式等は Windows に対応したものであること。

ア 募集チラシ及び募集ポスター

イ 業務実績報告書

(2) 納品場所

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

(札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市市役所本庁舎 1 3 階南側)

7 特記事項

(1) 事業の周知広報等のために印刷物を配布する場合は、札幌市が指定するライラックマークの掲載が必要となることから、事前に協議すること。

(2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用しないこと。

(3) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

(4) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと、

(5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(6) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。

(7) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (8) 本業務の遂行にあたって、万が一クレーム等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (9) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (10) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。